

## 倉敷市立図書館雑誌カバー広告取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市広告事業実施要綱第9条の規定に基づき、民間企業等が図書館に備え付ける雑誌の購入代金を負担することにより、その雑誌のカバーに広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）における広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 雑誌スポンサー制度の対象となる図書館は、中央図書館、水島図書館、児島図書館、玉島図書館、船穂図書館及び真備図書館（以下「図書館」という。）とする。

### (広告の規格及び掲載位置等)

第3条 広告は最新号の雑誌カバーに掲載するものとし、その規格及び掲載位置等は、教育長が別に定める。

### (掲載する広告の基準等)

第4条 次の各号に掲げる広告のいずれかに該当するものは、雑誌カバーの広告として掲載しない。

- (1) 倉敷市広告事業実施要綱第4条第1項各号に規定するもの
- (2) 倉敷市広告掲載基準第5条各号に規定する業種又は事業者の広告
- (3) 倉敷市広告掲載基準第6条各号に規定するもの

### (広告掲載希望者の募集)

第5条 雑誌の購入代金を負担し、雑誌カバーへの広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、公募によるものとする。

- 2 広告掲載希望者の募集は、本市ホームページ及び教育長が必要と判断した方法により行う。
- 3 広告掲載希望者の募集について必要な事項は、教育長が別に定める。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、雑誌スポンサー制度利用申込書兼寄付採納申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、直近の市区町村民税の完納証明書を添えて、教育長が指定する期日までに申し込まなければならない。

### (広告掲載の決定)

第7条 教育長は、前条の規定により広告掲載の申込みを受けたときは、提出書類に基づき総合的に評価し、倉敷市広告事業に係る審査及び苦情の処理に関する要綱（平成15年倉敷市告示第485号。以下「広告審査要綱」という。）による広告の審査を経た上で広告掲載者を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定による評価において、同順位の広告掲載希望者の中から広告掲載者を選定する場合は、抽選により決定するものとする。

3 教育長は、第1項の広告の審査の結果、広告の内容等が適当でないと判断したときは、広告掲載希望者に対し広告内容等の変更を求めるものとする。

（協定書の締結）

第8条 教育長は、広告掲載者と雑誌カバー広告に係る雑誌の提供に関する協定書（様式第2号）を締結するものとする。

（経費の負担）

第9条 広告の作成に要する費用は、すべて広告掲載者の負担とする。

（広告の掲載期間）

第10条 広告の掲載期間は、原則として教育長が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに教育長又は広告掲載者いずれかの解約の意思表示がない場合は、1年間同一条件で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

（広告内容の変更）

第11条 広告掲載者は、月を単位として、広告内容を変更することができる。

2 広告掲載者は、前項の規定により広告内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに教育長に申し出なければならない。

3 教育長は、前項の規定による広告内容の変更の申し出があった場合、広告審査要綱による広告の審査を経た上で変更を承認するものとする。

（広告掲載の中止）

第12条 広告掲載者は、自己の都合により雑誌カバーへの広告掲載を中止することができるものとする。

2 広告掲載者は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、あらかじめ書面により教育長に申し出なければならない。

（広告掲載者の責務）

第13条 広告掲載者は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の中止)

第14条 教育長は、広告内容等が図書館で使用する雑誌カバーとして適当でないと認めるときは、広告の掲載を中止することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。